

2009年9月4日 韓国労働部発表（仮訳）

「事業体における期間制勤労者の実態調査」結果

- 2009年7月以後1年間（2009年7月～2010年6月）に契約期間が満了する者は382千人。
 ※ ①法施行（2007.7）後に新規に採用・更新した場合はその時点から起算し、②勤続期間2年が到来する勤労者であって、③2009.7～2010.6の間に契約期間が満了する者。

（表）勤続期間2年以上である者中、月別期間満了者

（単位：名）

計	2009年						2010年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
381,885	19,760	22,029	19,249	25,866	20,612	59,440	34,109	56,303	42,868	27,361	25,018	29,271

※ 従来の展望と比較し難い理由として、

- ・ 本事業所調査は、経済活動人口調査より勤労者数及び期間制勤労者数が少なく（それぞれ－116万人、－28万人）、法適用除外者が多いこと（194千人）
- ・ 2年以上勤続者中、法適用対象者のみを把握していること
- ・ 法適用以前に2年以上長期勤続者が減少したこと

- 法律上、期間制限規定が適用される2009年7月の契約期間満了者は19,760人であり、「正規職転換」が36.8%（7,276人）、「契約終了」が37.0%（7,320人）、「その他」が26.1%（5,164人）。
- 2009年7月の契約期間満了者中、「正規職（無期契約を含む）への転換」比率は36.8%。ただし、一部金融機関のように、処遇改善なく雇用のみを保障する無期契約締結に過ぎないケースが相当数ある。
- 正規職転換について、期間制限規定の適用以前である2009年6月の正規職転換比率（38.8%）と（2009年7月を）比較したところ、大きく異なっておらず、また、2007年8月～2009年3月の経済活動人口調査をパネル分析（KDI 未発表）した結果、勤続2年以上の者の正規職転換率も38.3%であった。

(表) 契約期間満了者に対する措置内容 (2009年6~7月)

(単位:名、%)

区分 1)	契約期間満了者	正規職転換 2)	契約終了 3)	その他 4)
2009.7	19,760 (100.0)	7,276 (36.8)	7,320 (37.0)	5,164 (26.1)
2009.6	53,500 (100.0)	20,735 (38.8)	16,331 (30.5)	16,434 (30.7)

- 1) 2009年6月は、勤続2年以上である6月中の契約期間満了者であり、2009年7月は、法施行以後勤続2年以上である7月中の契約期間満了者。
- 2) ①無期契約締結とともに処遇水準や昇進機会等が改善された正規職転換及び②処遇水準等の改善なく雇用安定のみ保障された無期契約転換措置を含む。
- 3) 期間制勤労契約の終了。
- 4) 「期間制契約を再び締結」、「法と関係なく慣行どおり期間制として雇用」、「方針を決めていない」と回答。
→ 契約終了者及び「その他」回答者まで含める場合、雇用不安規模は63.1%に達し、期間制法上の期間制限規定の適用以前(2009年6月30日以前)と以後の正規職転換率も類似していることから、法による正規職転換効果は大きくないと見られる。

(別添)

調査経緯

□ 調査概要

- 調査対象：全国の5人以上事業所中、標本事業所14,331箇所（11,426箇所より回答）
- 調査期間：2009年7月16日～8月12日
- 調査内容：
 - － 全体勤労者数、期間制勤労者数、法適用除外者数
 - － 法施行（2007年7月）以後、新規採用又は更新時点から勤続2年以上の者中、今後1年間の契約期間満了者数
 - － 7月の契約期間満了者に対する事業所による措置内容
- 調査方法：地方労働官署の勤労監督官による事業所訪問調査

* 本統計は、統計庁の承認統計ではなく労働部のモデル調査である。

□ 調査経過

- 2009年7月、外部専門家への委託により、標本事業所14,331箇所を選定。
 - － 11,426箇所（79.7%）より回答、期間制雇用については6,827箇所（59.7%）。
- 2009年7月16日～8月12日、調査実施及び誤謬修正作業。
- 2009年8月13～31日、原資料の検証及び母数推定。

※ 一部調査項目の回答に対する追加確認等、誤謬検討期間が長くかかり、発表が遅れたものの。

□ 期間制勤労者の規模

(単位：千人、%)

	勤労者	期間制勤労者	勤労者中期間制の割合
非正規職実態調査 (A)	12,353	2,035	16.4
経済活動人口調査 (B) 1)	13,510	2,313	17.1
B-A (A/B×100)	1,157 (91.4)	278 (87.9)	

- 1) 経済活動人口調査について、統計庁の発表結果を基に労働部が5人以上事業所の統計を算定（以下同じ）。

□ 期間制法適用対象者の規模

(単位：千人、%、%p)

期間制勤労者	総計	適用対象者	適用除外者
非正規職実態調査 (A)	2,035 (100.0)	1,185 (58.2)	850 (41.8)
経済活動人口調査 (B)	2,313 (100.0)	1,657 (71.6)	656 (28.4)
B-A	278	472 [13.4]	-194 [-13.4]

- 1) 55歳以上である者、週15時間未満である者、事業の完了、専門職種等、全ての除外理由を含む。
- 2) 55歳以上である者、週15時間未満である者のみを含む。

□ 経済活動人口調査上の月別期間制勤労者の規模

(単位：千人)

5人以上	2009						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全体	1,820	1,816 (-4)	2,214 (398)	2,225 (11)	2,225 (0)	2,437 (212)	2,313 (-125)
2年以上	707	696 (-11)	845 (149)	829 (-16)	809 (-20)	778 (-31)	638 (-140)

※ () は前月比増減。